

2007年 11月22日

「江の川水系河川整備基本方針」を策定しました

江の川水系河川整備基本方針は、河川法に基づき、平成19年10月11日に開催した社会資本整備審議会河川分科会(第30回)の審議を経て平成19年11月22日付けで河川整備基本方針を策定し、同日付けで官報に公表されることとなりましたのでお知らせします。

江の川水系河川整備基本方針は、江の川の将来のあるべき姿やその姿を実現するために取り組むべき河川整備の方針について定めています。

今後は、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、江の川についての20～30年の具体的・段階的な計画を盛り込んだ河川整備計画を定める予定です。

江の川水系河川整備基本方針は11月22日に国土交通省のホームページに掲載されます。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所

電話番号 (0824) 63-4121 (代表)

(担当) 副所長(技術) 横尾 和久 (内線205)

建設監督官 大賀 祥一 (内線543)

浜田河川国道事務所

電話番号 (0855) 22-2480 (代表)

(担当) 副所長(技術) 佐藤 秀樹 (内線204)

河川管理課長 川本 洋次郎 (内線311)

[整備基本方針の概要はこちらから](#)

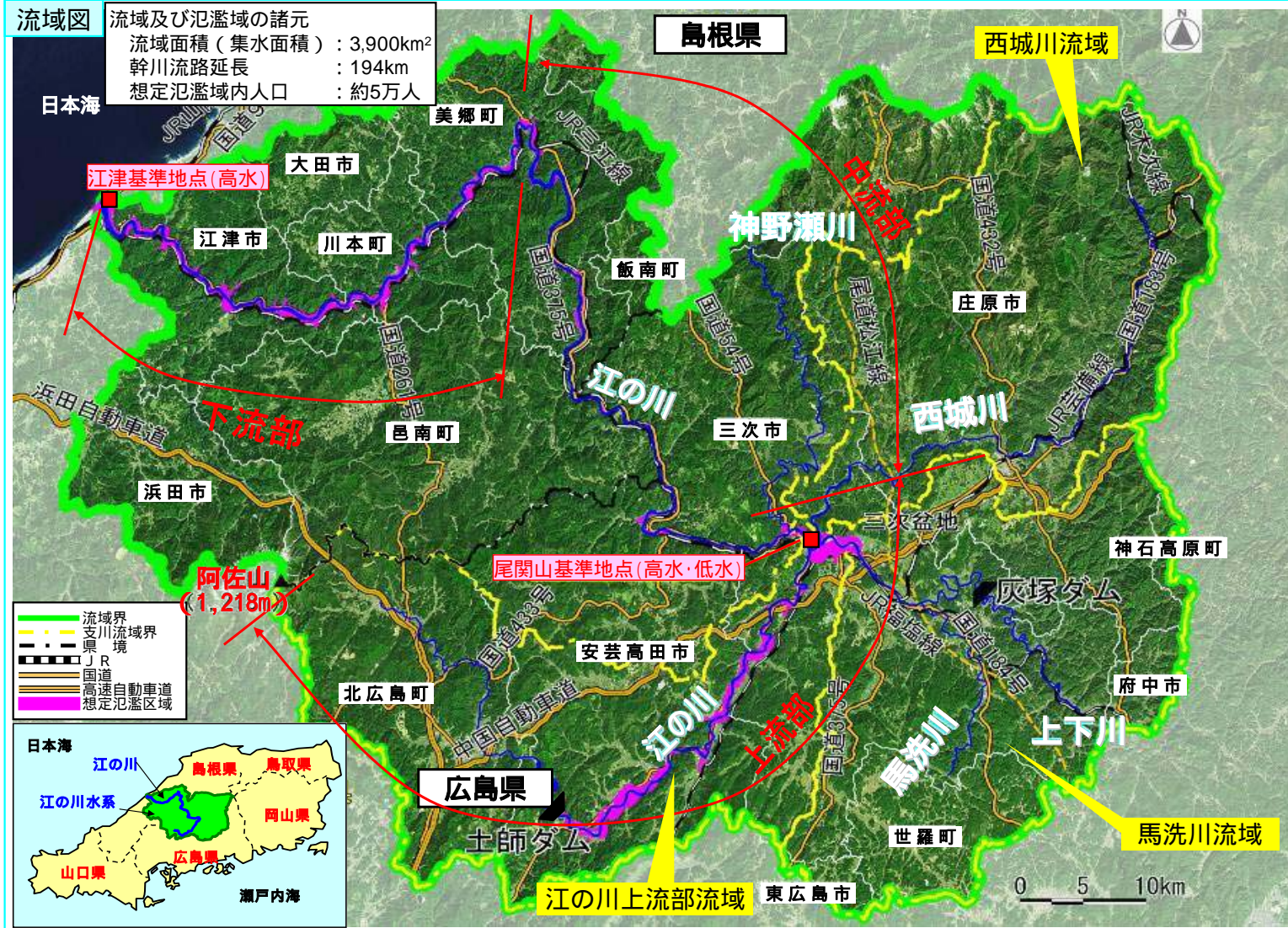
一覧に戻る

[🏠 ホームへ](#)

江の川水系河川整備基本方針の概要

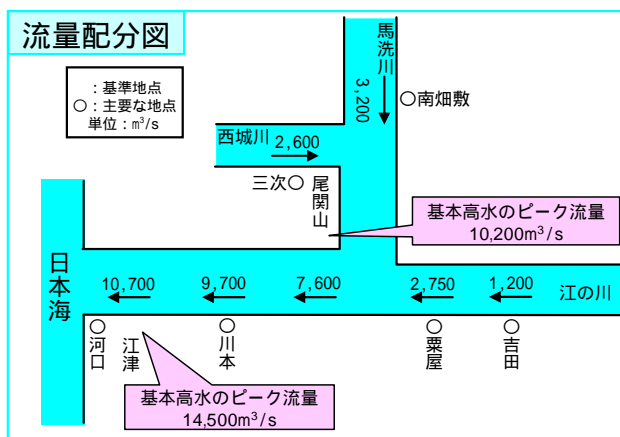
流域及び河川の概要

唯一陰陽を隔てる中国山地を貫流し、広島・島根の2県をまたぐ中国地方最大の河川、別名「中国太郎」
河口の狭小な沖積平野と上流盆地に人口資産が集中。その間の中下流の山間狭窄部は河岸段丘に小集落が点在
三次盆地で同規模の3本の川が合流し、中流の山間狭窄部は洪水時に水位が急上昇



災害の発生の防止又は軽減

工事实施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる
確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、基本方針においても既定計画と
同様に基本高水のピーク流量を基準地点江津、尾関山で14,500m³/s、10,200m³/sと設定

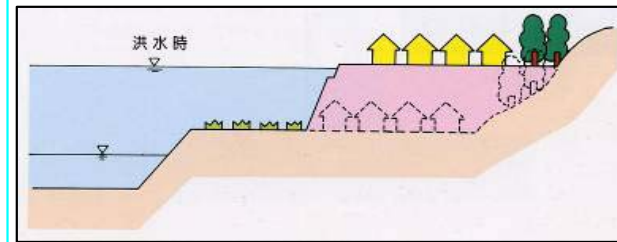


昭和47年7月洪水により三次市をはじめとした上流部は甚大な被害を受けたため、中下流部と比較し上流部の改修が進捗しているため、上流有堤区間の整備の進捗を踏まえつつ、上下流のバランスを考慮した河川整備を実施

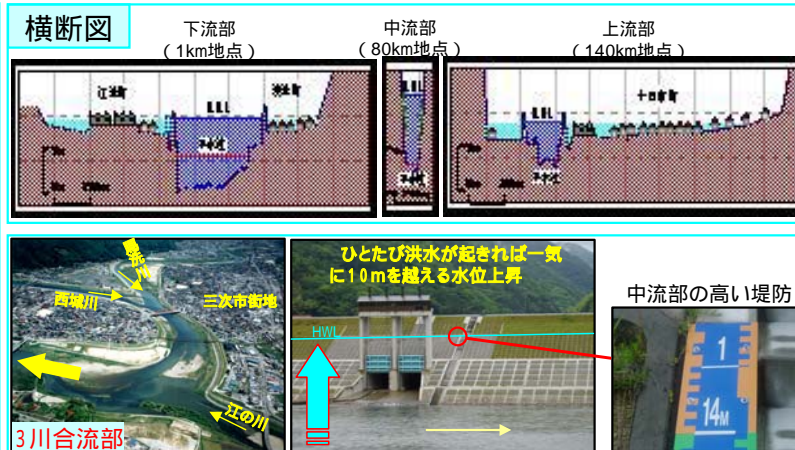
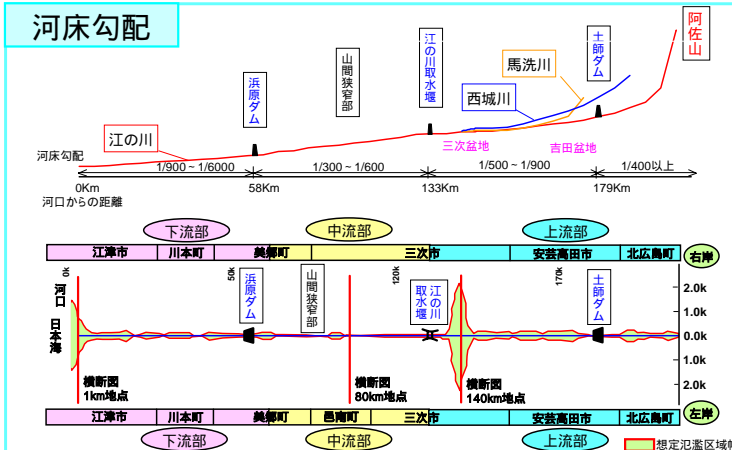
上流部においては、河道掘削や河道内樹木群の計画的な伐開等により流下能力を確保
中下流部の山間狭窄部においては、住民との合意形成を図るとともに、関係機関と連携・調整を図りつつ、適切な役割分担のもと、輪中堤や宅地の嵩上げ等により効率的に洪水被害の軽減を図る

河道の対応で不足する流量については、既設ダム及び新たな洪水調節施設で対応
弘法大師の教えにより植えられたとされる、水害防備林等は、下流に対する洪水の伝播の抑制や河岸の流速の低減等の機能をモニタリング調査により評価し、それを踏まえ縦断方向の連続性を確保しながら保全する等、適切に対応

土地利用一体型水防災事業



土地利用一体型水防災事業のイメージ



河川環境の整備と保全

オオサンショウウオが生息・繁殖する淵や、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生、キシツツジやツメレンゲが生育・繁殖する崖地や岩場、イシドジョウが生息・繁殖する砂礫底の淵などの良好な河川環境を治水との調整を図りつつ、可能な限り保全に努める
サケ、サクラマスやアユ等の回遊性魚類の遡上・産卵環境の保全・改善や、水際と緑の連続性を確保することにより、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める
鶺鴒いやカヌーなどの水面を利用した活動や河川敷を利用したイベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより人と川との関係の再構築に努める

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

広域かつ合理的な水利利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める
尾関山地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね16m³/sとし、以て流水の適正な管理、円滑な水利利用、河川環境の保全等に資するものとする



新聞 11月22日朝刊以降、
テレビ・ラジオ・インターネット 11月22日午前5時以降

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport Japan

Press Release

【同時発表記者クラブ】

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、東京都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、川崎記者クラブ、山梨県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ、北海道開発記者クラブ、北海道建設記者会、岐阜県政記者クラブ、木曽記者クラブ、広島県政記者クラブ、島根県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、三次記者クラブ、江津記者クラブ、国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ、柳川市記者クラブ、大牟田市記者クラブ、八女市記者クラブ

平成19年11月21日
国土交通省河川局

相模川・阿賀野川・宮川・鶴川・木曾川・江の川・矢部川水系 に係る河川整備基本方針の策定について

標記の7水系の河川整備基本方針の策定につきましては、河川法第16条第3項に基づき、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、同審議会から河川分科会に付託されました。その後、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において審議を行ったのち、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成19年11月22日付けで、河川整備基本方針を策定し、同日付で官報に公表されることとなりました。

記

問 い 合 わ せ 先				
【総括・相模川・木曾川・矢部川】				
国土交通省河川局	河川計画課	河川計画調整室	課長補佐	矢崎 剛吉
	代表03(5253)8111	直通03(5253)8445		内線 35372
【阿賀野川・江の川】				
国土交通省河川局	河川計画課	河川情報対策室	課長補佐	安原 達
	代表03(5253)8111	直通03(5253)8445		内線 35382
【宮川】				
国土交通省河川局	河川計画課	河川計画調整室	課長補佐	青野 正志
	代表03(5253)8111	直通03(5253)8445		内線 35352
【鶴川】				
国土交通省河川局	河川計画課	河川情報対策室	課長補佐	笠井 雅広
	代表03(5253)8111	直通03(5253)8445		内線 35392

< 相模川・阿賀野川・宮川・鶴川・木曾川・江の川・矢部川の 河川整備基本方針の概要 >

平成9年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事实施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境等に関する河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した7水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。

【河川整備基本方針・河川整備計画について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/seibi/index.html>

【社会資本整備審議会河川分科会について】

・ <http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/shakai/index.html>

今回策定する7水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。

さがみがわ
相模川水系（流域面積：1,680km²、幹川流路延長：113km）

相模川は、その源を富士山（標高 3,776m）に発し、山梨県内では「桂川」と呼ばれ、山中湖から笹子川、葛野川などの支川を合わせ、山梨県の東部を東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え、相模ダム、城山ダムを経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注いでいる。

その流域は、東西を軸とした弓状を呈し、山梨県、神奈川県の2県14市4町6村にまたがり、沿川には、東海道本線、東海道新幹線、中央本線及び東名高速道路、中央自動車道、国道1号、国道20号等があり、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。

源流部から城山ダムに至る上流部は、富士山の溶岩流によって形成された山中湖や全国の名水百選に選定され国の天然記念物でもある忍野八海など、富士山の伏流水が湧出する箇所も多く、比較的安定した流況となっている。

城山ダムから中津川合流点に至る中流部は、相模原台地と中津原台地の間を流れ、河岸段丘の崖地にはケヤキ・シラカシ等が分布し、ヤマセミやカワセミ等の鳥類が生息・繁殖している。

中津川合流点から河口に至る下流部は、市街化された地域を流れており、河床には瀬と淵が形成され、アユ等の生息・繁殖場となっている。河口部の汽水域には、マハゼ・ボラ等の魚類が生息し、河口干潟はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となっている。

中津川は、丹沢山塊に源を発し、クヌギ・クリ等が分布し、崖地にはヤマセミやカワセミ等が生息・繁殖している。

相模川では、明治・大正期の台風により各地で堤防決壊、家屋が流出し、甚大な被害を受け、近年では、昭和57年8月・9月及び昭和58年8月の台風により、浸水被害が発生している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、相模川の豊かな自然環境や河川景観に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削及び河道拡幅、橋梁・堰等の改築により河積を増大させ、水衝部等には護岸等を整備するとともに堤防強化を図り、計画規模の洪水を安全に流下させる。河道で処理できない流量については、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、既設洪水調節施設の有効活用により治水機能の向上を図る。河口部においては高潮及び津波対策として高潮堤防の整備を行う。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために

必要な流量の確保に努める。

また、みお筋の固定化による深掘れの進行及び礫河原の植生繁茂等による河原生態系の衰退、河口干潟の減少、海岸汀線の後退等の土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、上流から海岸までを一体的に捉えた総合的な土砂管理を進める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事实施基本計画と同様に基準地点厚木において $10,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $7,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

阿賀野川水系(流域面積:7,710 km^2 、幹川流路延長:210 km)

阿賀野川は、その源を栃木・福島県境の荒海山(標高1,580 m)に発し福島県では阿賀川と呼称される。山間部を北流し、会津盆地を貫流した後、猪苗代湖から流下する日橋川等の支川を合わせ、喜多方市山科において再び山間の狭窄部に入り、尾瀬ヶ原に水源をもつ只見川等の支川を合わせて西流し新潟県に入る。その後、五泉市馬下で越後平野に出て、早出川等の支川を合わせ北流して新潟市松浜において日本海に注いでいる。

その流域には、上流部は1,000 m ~2,000 m 級の山々が周囲にそびえているほか、会津盆地や猪苗代湖をはじめとした多くの湖沼群が存在し、中流部は飯豊連峰や、粟ヶ岳等によって阻まれ、先行谷と河岸段丘がみられる。下流部は広大な扇状地を呈した越後平野が形成され、山間部と海岸砂丘に挟まれた低平地が広がっている。会津盆地や越後平野では水稲の生産が盛んなほか、会津若松市や新潟市の中心市街地を擁し、基幹交通のネットワークが形成されているほか、若松城をはじめとした史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、古くからこの地域の社会・経済・文化の基盤を成している。

また、会津盆地の若松が城下町として栄え、江戸時代には舟運の発達とともに会津藩が阿賀野川を西国地方への貴重な通商路として利用したことや、北前船による舟運の発達とともに新潟が荷受けで栄えたことから、それ以降現在に至るまで、下流部にあたる越後平野と上流部にあたる会津盆地を中心に治水事業が行われてきた。第一期改修後も、昭和16年、19年、21年の度重なる大洪水等の発生により河状が著しく荒廃し、その後、31年及び33年に計画高水流量を上回る大洪水があり、上流部では急流河川が会津若松市を流れ、下流部では低平地に新潟市が広がるという自然的・社会的条件等から、広範囲に浸

水被害が発生している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、阿賀野川の豊かな自然環境や流域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削、樹木伐開、固定堰の改築等により河積を増大させ、水衝部等には水制や護岸等を整備するとともに、堤防の質的強化に関する対策を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる。

河川環境の整備と保全に関しては、阿賀野川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、大河が織りなす良好な河川景観や、ワンド・細流等を形成する扇状地をはじめ、瀬と淵が交互に連続する河床形態など多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める。また、流域住民の生活基盤や歴史・文化・風土を形成してきた阿賀野川の恵みを生かしつつ、自然環境と調和を図りながら、自然とのふれあい、環境学習ができる場として整備・保全を図る。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、基準地点山科で $6,100\text{m}^3/\text{s}$ 、基準地点馬下で $15,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設によりそれぞれ $1,300\text{m}^3/\text{s}$ 、 $2,700\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量をそれぞれ $4,800\text{m}^3/\text{s}$ 、 $13,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

みやがわ
宮川水系 (流域面積： 920km^2 、幹川流路延長： 91km)

宮川は、その源を三重県多気郡大台町と奈良県吉野郡上北山村の県境に位置する日出ヶ岳(標高 $1,695\text{m}$)に発し、大杉溪谷を貫流し、河口付近で大湊川を分派し、その後、伊勢湾に注ぐ。また、支川五十鈴川は、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注ぐ。

流域内の平均年間降水量は、日本屈指の多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、山間部で $3,400\text{mm}$ 超、平野部で約 $2,000\sim 2,500\text{mm}$ となる多雨地帯である。

昭和49年7月洪水(七夕災害)では、勢田川の氾濫により伊勢市の広域にわたって浸水被害が発生した。この洪水を契機に、昭和50年4月に一級河川の指定を受け、直轄事業に着手した。

近年においては、平成16年9月洪水により、上流部では土砂災害が多発し、大量の土砂が宮川へ流出した。下流部では越水氾濫によって甚大な被害を受けたことから、築堤及び河道掘削等が進められている。

我が国屈指の清流である宮川の良好な自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等により河積を増大し、護岸等の整備をするとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、堤防の質的強化を図り、安全性を確保する。河口部においては、高潮堤防の改築も進める。

また、20年ごとに行われる伊勢神宮の伝統行事「式年遷宮^{しきねんせんぐう}」の際には、宮川で集められた白石^{みしきち}を御敷地^{みしきち}に奉獻する「お白石持^{しらしもち}」や五十鈴川では御用材^{ごようざい}を運ぶ「お木曳^{きひ}き」が行われるなど、伊勢神宮の神事に非常に密接に関わってきたことから、歴史と文化を感じさせる空間としての河川整備と保全に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、既定の工事实施基本計画と同様に基準点岩出^{いわで}で8,400m³/sとし、河道と洪水調節施設への配分についても工事实施基本計画と同様にそれぞれ、7,600m³/s、800m³/sとした。

むかわ
鷓川水系(流域面積:1,270km²、幹線流路延長:135km)

鷓川は、その源を北海道勇払郡占冠村^{ゆうふつ しむかつぶ かりぶり}の狩振岳(標高1,323m)に発し、占冠村においてパンケシュル川^{そうしゅべつ}、双珠別川^{そうしゅべつ}等を含ませ、赤岩青巖峡^{あかいわせいがんきょう}を流下し、むかわ町穂別^{ほべつ}において穂別川^{ほべつ}を含ませ、むかわ町市街地を経て太平洋に注いでいる。

その流域は、北海道の胆振東部^{いぶり}に位置し、むかわ町、占冠村の1町1村からなり、胆振東部における社会・経済・文化の基盤をなしている。特に、中下流部は農耕地として明治初期からひらけ、水田、肉用牛の牧畜等が営まれている。また、JR日高本線^{ひだか}、JR石勝線^{せきしょう}、国道235号、国道274号、国道237号の基幹交通施設に加え、日高自動車道、北海道横断自動車道が整備計画中であり、交通の要衝となっている。

流域には古くからアイヌの人々が先住し、その伝統・文化は、民族伝承の歌や踊りであるアイヌ古式舞踊や豊漁を祈願する儀式等が、今日まで受け継がれている。

さらに、鷓川はシシャモやサケ等が遡上し、河口干潟はシギ・チドリ類のシベリアとオーストラリア等を結ぶ中継地として利用されるなど、豊かな自然環境に恵まれている。

鷓川水系においては近年、平成4年8月、平成13年9月、平成15年8月及び平成18

年8月洪水と頻繁に洪水被害を受けており、また、平成5年1月釧路沖地震、平成6年10月北海道東方沖地震及び平成15年9月十勝沖地震による被害が発生している。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、堤防の新設、拡築及び河道の掘削等による河積の増大、堤防の強化等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、河川環境等に配慮して実施する。また、むかわ町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、河川周辺の利用状況や住宅等の集積状況等を踏まえ、防災等関係機関と連携を図りながら情報連絡体制や必要な施設整備等について調査検討を進め、地震・津波被害の軽減を図る。

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と鷓川の関わりを考慮しつつ、流域全体の視点に立って、健全な水循環系の構築を目指し、源流部から干潟のある河口に至る変化に富んだ川の流に育まれ、多様な動植物の生息・生育・繁殖する鷓川の豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐよう、その保全・再生に努める。

特に、シギ・チドリ類の集団飛来地である河口干潟については、かつて広範囲に広がっていたが、近年、海岸侵食に伴い縮小傾向にあるため、生物の多様性を考慮し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう配慮し、モニタリングを行いつつその保全と再生に努める。また、シシャモ、サケ等が遡上する良好な魚類等の生息環境の保全に努める。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

鷓川の基本高水ピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準地点鷓川において3,600m³/sとし、これを河道に配分する。

木曽川水系 (流域面積: 9,100km² (木曽川: 5,275km²、長良川: 1,985km²、揖斐川: 1,840km²))、幹川流路延長: 木曽川229km、長良川166km、揖斐川121km)

木曽川水系は、長野県木曽郡木祖村の鉢盛山(標高2,446m)を源とする木曽川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳(標高1,709m)を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山(標高1,257m)を源とする揖斐川の3河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ。

木曾川では、昭和58年9月洪水で、基準地点^{いぬやま}犬山において基本高水のピーク流量を上回る出水により、美濃加茂市^{みのかも}、坂祝町^{さかほぎ}で越水し、大きな被害が発生した。長良川では、平成16年10月洪水で、基準地点^{ちゅうせつ}忠節において既往最大流量を記録した。揖斐川では、平成14年7月洪水で、基準地点^{まんごく}万石において昭和50年8月の既往最高に迫る水位を記録した。

このような状況等を踏まえて、災害の発生の防止として、流域の豊かな自然環境や流域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削により河積を拡大し、護岸等の整備をするとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、堤防の質的強化を図り、安全性を確保する。河口部において、高潮堤防の整備を進める。

また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持として、水資源開発を行うとともに、既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化を推進すること等により、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保に努める。広域的な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、木曾三川を繋ぐ水路を整備するとともに水資源開発施設の総合開発を図る。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

基本高水のピーク流量は、木曾川においては、既定の工事实施基本計画において、基準点犬山で $16,000\text{m}^3/\text{s}$ と定められていたが、治水安全度を見直し $19,500\text{m}^3/\text{s}$ に増加させ、河道と洪水調節施設への配分についてはそれぞれ、 $13,500\text{m}^3/\text{s}$ 、 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。

長良川においては、既定の工事实施基本計画において、基準点忠節で $8,000\text{m}^3/\text{s}$ と定められていたが、治水安全度を見直し $8,900\text{m}^3/\text{s}$ に増加させ、河道と洪水調節施設への配分についてはそれぞれ、 $8,300\text{m}^3/\text{s}$ 、 $600\text{m}^3/\text{s}$ とした。

揖斐川においては、既定の工事实施基本計画と同様に基準地点万石で $6,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道と洪水調節施設への配分についても同様にそれぞれ、 $3,900\text{m}^3/\text{s}$ 、 $2,400\text{m}^3/\text{s}$ とした。

江の川水系 (流域面積： $3,900\text{km}^2$ 、幹川流路延長：194km)

江の川は、広島県山県郡北広島町阿佐山(標高1,218m)に水源を発生し、小支川を合わせながら北東に流れ、途中三次市^{みやし}において馬洗川^{ばせん}、西城川^{さいじょう}、神野瀬川^{かんのせ}を三方より合流し、先行性の渓谷をつくって流れ、島根県の江津市^{こうつ}において日本海に注いでいる。

江の川の流域は中国山地のほぼ中央を貫流し、広島県、島根県と2県にまたがる。上流部三次市は古くから備北地方に張りめぐられた陸上交通の要に位置し、物資の集散地

で陰陽交通の中継地として発達し、交通の要衝となっている。また、河口の江津市では、パルプ・窯業（瓦生産）工業等が盛んで、石州瓦と呼ばれる赤瓦の家並みは江の川流域の特徴的な景観の一つとなっている。

本水系の治水対策の歴史は古く、下流部では弘法大師の教えにより水害軽減対策として植えたとされる竹林が水害防備林として今も残っている。

江の川は、過去幾多の洪水被害に見舞われてきたが、昭和 47 年 7 月に既往最大の洪水が発生し、堤防の決壊を伴った激甚災害により江の川流域に甚大な被害をもたらした。

このような状況を踏まえ、沿川地域を洪水から防御するため、江の川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設及び河道掘削等により河積を増大させる。また、連続堤の整備による治水対策が困難な山間狭窄部については、住民との合意形成を図り、関係機関と連携・調整を図りつつ輪中堤や宅地の嵩上げ等を実施するとともに、流域内に洪水調節施設を整備することにより計画規模の洪水を安全に流下させる。また、洪水等による被害を極力抑えるため、関係機関や地域住民等と連携して、総合的な被害軽減対策を推進する。

流域の人々と江の川の関わりを考慮しつつ、江の川の流れが生み出す良好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努める。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

江の川の基準地点尾関山においては、基本高水のピーク流量を既定の工事实施基本計画と同様に $10,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、基準地点江津においては、対象洪水の通過流量の上下流バランスを考慮し $14,200\text{m}^3/\text{s}$ を $14,500\text{m}^3/\text{s}$ に見直した。

基準地点尾関山における河道への配分流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節施設による調節量を $2,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、基準地点江津における河道への配分流量を $10,700\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節施設による調節量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とした。

やべがわ
矢部川水系（流域面積：647 km^2 、幹川流路延長：61km）

矢部川は、その源を福岡、大分、熊本の 3 県にまたがる三国山（標高 994m）に発し、日向神峡谷を流下し、中流域において支川星野川を合わせ、さらに辺春川、白木川、飯江川等を合わせながら筑後平野を貫流し、下流域において沖端川を分派して有明海へ注いでいる。

その流域は、福岡県南部に位置し、関係市町村数は5市4町2村におよび中下流部には筑後市、みやま市、柳川市^{やながわ}といった主要都市を有しており、沿川にはJR鹿児島本線、九州縦貫自動車道、国道3号等の基幹交通施設に加え、九州新幹線や有明海沿岸道路が整備中であり、交通の要衝として社会・経済・文化の基盤をなしている。また、矢部川の河川水は古くから日本有数の穀倉地帯である筑後平野の農業用水や発電用水に幅広く利用され、筑後地方における産業活動の礎になっている。さらに上流部は矢部川県立自然公園、筑後川県立自然公園等の豊かな自然環境に恵まれ、中流部には国指定天然記念物の「新舟小屋^{しんふなごや}のクスノキ林」や「船小屋^{ふなごや}のゲンジボタル発生地」がある。

矢部川流域は多雨地帯であること、また、上流部は釈迦ヶ岳^{しゃかがたけ}山地を中心とした急峻な地形をなす一方、中流部は扇状地を形成し、下流部には干拓等により拡大した低平地が広がっており、中流部から下流部に人口が集中している。このような中、近年においても平成2年、平成9年、平成19年7月に洪水が発生し、度々甚大な被害が発生している。

このような状況を踏まえ、矢部川水系ではそれぞれの地域特性にあった治水対策を講じ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させるために、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、樹木伐開、堤防の拡築、河道掘削等により河積を増大し、さらに護岸等を整備するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。河道内樹木については、船小屋^{せんげんごい}や千間土居に代表されるクスノキ林などは矢部川の特徴的かつ歴史的な風景を醸し出している重要な要素であることから、原則として現況のまま残すこととする。ただし、一部流下阻害の一因となっている樹木については必要最小限の伐開を行うこととし、実施にあたっては関係機関との調整及び連携を図るとともに多様な動植物の生育・生息・繁殖する良好な河川環境・河川景観等の保全、河川利用等に配慮する。

河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な河川環境、河川景観等の保全、河川利用等に配慮する。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、重要種を含む多様な動植物を育む溪流や瀬・淵、ワンド、細流、河岸、河畔林、河口干潟、ヨシ原、汽水域等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも、流量調査・環境調査等を継続するとともに、過去から営まれてきた独特の水利用をはじめとする、水

に関する慣習・文化を踏まえつつ、矢部川の水に関わる人々や地域住民、関係機関との情報の共有化及び連携に努め、流域全体での取り組みを推進するとともに、既存施設の有効利用等による流況の改善及び良好な河川環境の保全に努める。

また、渇水・水質事故等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を強化するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

（基本高水のピーク流量及び計画高水流量）

矢部川の基本高水のピーク流量は、既定の工事実施基本計画と同様に基準地点船小屋で $3,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $500\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、河道への配分流量を $3,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。